熊取町公益通報に関する要綱

（目的）

第１条　この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）の施行に伴い、職員等からの法令違反等に関して行われる公益通報について適切に処理し、公益通報者の保護を図るとともに、本町の法令遵守を推進することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　職員　本町の職員のうち地方公務員法（昭和25年法律第261号）第３条第２項に規定する一般職に属する職員及び同条第３項第３号に規定する非常勤職員並びに町長、副町長及び教育長をいう。

（２）　職員等　職員、本町から事務事業の委託を受けた者（以下「受託者」という。）及びその受託業務に従事している者、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項に規定する指定管理者及びその管理する公の施設の管理に従事している者並びにこれらの者であった者をいう。

（３）　公益通報　法第２条第１項に定める通報をいう。

（４）　内部通報　町又は職員等に関する通報対象事実についての公益通報を行うことをいう。

（５）　外部通報　公益通報を町に対して行うことをいう。

（６）　通報者　職員等で、公益通報をした者をいう。

（通報対象事実）

第３条　公益通報の対象となる事実は、次に掲げる事項とする。

（１）　法令違反行為

（２）　条例、規則、規程又は要綱に違反する行為

（公益通報窓口）

第４条　町長は、内部通報の受付窓口として、人事主管課に公益通報内部受付窓口を設置する。

２　町長は、外部通報の受付窓口として、総務主管課に公益通報外部受付窓口を設置する。

（公益通報窓口等による受付）

第５条　公益通報をしようとする者は、書面（封書、ファックス、電子メール等）又は口頭（電話、面談等）により、次に掲げる事項を通報窓口に通報するものとする。

（１）　氏名、所属等

（２）　通報対象事実の発生の時期、場所等の具体的な内容

（３）　通報対象事実を裏付ける証拠等の内容

（４）　その他通報対象事実を確認するための必要な事項等

２　通報が匿名で行われた場合は、これを公益通報としてではなく、情報提供がなされたものとして、当該通報等の内容を所管する担当課において処理する。

３　通報窓口の職員は、町が通報対象事実について処分、勧告等をする権限を有しない外部通報があった場合は、当該通報者に対し、権限を有する行政機関を教示しなければならない。

（公益通報処理の体制）

第６条　公益通報に関する事務を総括させるため、公益通報管理者を置く。

２　公益通報管理者は、人事主管部長をもって充てる。

３　公益通報管理者は、人事主管課長及び通報対象事実に係る事務を所管する課、室等の長（以下「公益通報調査員」という。）に公益通報に関する事務を処理させるものとする。

（通報等の処理の業務に従事する者の責務）

第７条　通報等の処理の業務に従事する職員は、当該通報者の秘密保持に配慮するとともに、当該通報者に対する不利益な取扱いがないことを当該通報者に対し説明するものとする。

２　通報等の処理の業務に従事する職員は、自己が関係する通報等の処理に関与してはならない。

（公益通報の受付及び受理）

第８条　公益通報又は公益通報に関する相談を行おうとする職員等は、公益通報窓口を通じて公益通報管理者に対し、通報又は相談するものとする。

２　公益通報管理者は、公益通報を受けたときは、直ちに町長に報告しなければならない。

（公益通報者への通知）

第９条　町長は、公益通報者に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を速やかに通知するものとする。ただし、公益通報者が通知を希望しないときは、この限りでない。

（１）　公益通報を受理した場合　その内容

（２）　公益通報を受理しない場合　その内容及び理由

（３）　通報関係調査を行う場合　その内容及び結果

（４）　通報関係調査を行わない場合　その内容及び理由

（５）　通報関係調査が終了し、当該調査の対象となった事業者又は行政機関に対して、是正措置等の勧告等を行った場合　その内容

（調査の実施）

第10条　町長は、公益通報管理者からの報告を受けて通報関係調査の要否を判断し、実施に当たっては、職員を指名して調査をさせることができる。

２　通報関係調査を命じられた職員は、調査の実施に当たっては、当該通報に関する秘密が保持されるよう十分に配慮し、必要かつ相当と認められる方法で行わなければならない。

３　町長は、特別の事情があると認めるときは、弁護士等第三者に調査を依頼することができる。

（是正措置等の実施）

第11条　公益通報管理者は、調査の結果を町長に報告しなければならない。

２　町長は、法令違反等が明らかになったときは、速やかに是正措置等を講じるとともに、必要に応じて関係者の処分を行う等の適切な措置を講じるものとする。

（内部通報者の保護）

第12条　町長は、内部通報者が通報等をしたことを理由として、内部通報者に対して懲戒処分その他不利益な取扱いをしてはならない。

２　町長は、内部通報者が通報等をしたことにより不利益な取扱いを受け、又は受けるおそれがあると認めたときは、遅滞なくその改善又は防止のための必要な措置を講じなければならない。

３　管理又は監督の地位にある職員は、内部通報者が通報等をしたことにより職場の労働環境が悪化することのないよう所属職員の行動について適切に指導監督しなければならない。

（町長の責務）

第13条　町長は、調査結果に基づき指示した是正措置について当該措置が適切に機能していることを確認し、通報対象事実の再発防止に努めなければならない。

２　町長は、職員に対し、法令遵守及び公益通報者保護を徹底させるとともに、町民等に対し、制度の周知及び啓発に努めるものとする。

（その他）

第14条　この要綱に定めるもののほか、公益通報者保護制度の実施について必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和４年６月１日から施行する。